



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *4 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)
 - *5 和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則 (新ふるさと推進課)
 - *6 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (都市政策課)
- 教育委員会規則
 - *2 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則
 - *3 和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則
 - *4 和歌山県立特殊教育学校規則の一部を改正する規則
 - *5 和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則
 - *6 和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 217 有害図書等の指定 (青少年課)
 - 218 平成19年度製菓衛生師試験の実施 (生活衛生課)
 - 219 漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め (水産振興課)
 - 220 車両制限令に定める道路の指定 (道路保全課)
 - 221 " (")
 - 222 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - *223 平成18年和歌山県告示第533号(和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホールにおける行政財産の使用料の徴収事務の委託)の廃止 (教育委員会)
- 教育委員会告示
 - *2 和歌山県立紀南図書館規程の一部を改正する規程
- 公安委員会告示
 - 6 駐車監視員資格者講習の実施
- 内水面漁場管理委員会告示
 - 1 平成19年度5種共同漁業権に係る増殖目標量の決定

規則

和歌山県規則第4号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和42年和歌山県規則第87号)

の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中 「明治 大正 昭和」を「大正 昭和 平成」に改める。

別記第6号様式中

技能検定等級	級	合格証書番号	第
--------	---	--------	---

号	合格年月日	年	月	日
---	-------	---	---	---

を

技能検定等級	級	合
受験希望会場番		

格証書番号	第	号	合格年月日	年	月	日
号						

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第5号

和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則

和歌山県農業大学校校則(昭和58年和歌山県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第9条中「23歳」を「30歳」に改める。

第2章中第19条の次に次の1条を加える。

(専門士)

第19条の2 養成部門における園芸課程を修了した者は、専門士(農業専門課程)と称することができる。

「あ	「業
な	専
た	門
は	た
本	課
校	は
所	程
定	本
の	一
課	校
程	と
を	園
修	芸
	す
	課
	を
	程
	を
	と
	修
	め

別記第6号様式中を認め、卒業したことを証します。認め、卒業したことを証し専門士(農)に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第6号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県建築基準法施行細則(昭和47年和歌山県規則第98号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項を削り、同条第4項中「前項の」を「法第12条第1項の規定による」に改め、同項を同条第3項とする。

第10条第6項を削り、同条第7項中「前項の」を「法第12条第3項の規定による」に改め、同項を同条第6項とする。

第13条中「別記第11号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第15条第1項中「別記第12号様式」を「別記第10号様式」に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式を削り、別記第11号様式を別記第9号様式とし、別記第12号様式を別記第10号様式とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第2号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月2日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(副校長)

第14条の2 法第50条第1項の規定に基づき高等学校に置く教頭は、副校長と称する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第3号

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月2日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則(昭和35年和歌山県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(副校長)

第9条 教頭は、副校長と称する。

別表和歌山県立新宮商業高等学校の項中「和歌山県立新宮商業高等学校」を「和歌山県立新翔高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第4号

和歌山県立特殊教育学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月2日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

和歌山県立特殊教育学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立特殊教育学校規則(昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

(副校長)

第17条の2 法第76条第1項の規定により準用する同法第28条の規定に基づき学校に置く教頭は、副校長と称する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第5号

和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月2日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立図書館管理規則(平成5年和歌山県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「国民の祝日(以下「祝日」という。)のうち5月5日及び11月3日」を「休日(以下「休日」という。)」に改める。

第3条第1項第1号中「5月5日及び11月3日が月曜日に当たるときを除く。」を「その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第3条第1項第3号から第6号までを削り、同項第7号中「祝日」を「休日」に改め、同号を同項第3号とし、同項第8号を同項第4号とし、同項第9号を同項第5号とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第6号

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月2日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立中学校規則(平成16年和歌山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

(副校長)

第22条の2 法第40条第1項の規定により準用する同法第28条の規定に基づき中学校に置く教頭は、副校長と称する。

別表第1和歌山県立向陽中学校の項の次に次のように加える。

和歌山県立桐蔭中学校	和歌山市吹上五丁目6番18号
------------	----------------

別表第2和歌山県立向陽中学校の項の次に次のように加える。

和歌山県立桐蔭中学校	和歌山県立桐蔭高等学校
------------	-------------

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第217号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成19年2月20日指定した。

平成19年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード 番 号	発行所名
月刊誌	ケータイバンディッツ 3 月号	13319-03	ミリオン出版

雑 誌	もっとすごい出会いのH話 vol.41	06636-03	パウハウス
雑 誌	芸能アイドル裏JAPAN vo 1.4	62871-21	メディアソフト
雑 誌	エキサイティングマック ス vol.2	15232-3	ぶんか社
月刊誌	スコラ 3月号	15401-3	スコラマガジ ン
月刊誌	月刊クリーム 3月号	03299-3	ワイレア出版
月刊誌	実話マッドマックス 3月 号	15279-03	コアマガジン
雑 誌	爆写エキサイティング v ol.4	09012-03	メディアック ス
雑 誌	エキサイター vol.11	04118-03	パウハウス
雑 誌	お宝ガールズ 3月号	02257-03	コアマガジン
月刊誌	ピンキーマガジン 2月号	不明	H(アッシュ)
月刊誌	ジェイスパーク 3月号	86257-03	トライマック ス
月刊誌	おとなの特選街 3月号	12203-3	ベストセラー ズ
月刊誌	ナイトイマガジン 3月号	06833-3	ナイトイ出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第218号

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条の規定により、平成19年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成19年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験日時

平成19年6月5日(火)午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

試 験 場 所	住 所
県民交流プラザ和歌山ビッグ 愛	和歌山市手平2丁目1-2
橋本商工会館	橋本市市脇1丁目3-18
和歌山県立情報交流センター Big・u	田辺市新庄町3353-9
那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町大字天 満441-8

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び製菓実技の筆記試験

4 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成19年4月16日(月)から平成19年4月23日(月)

までの午前10時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 提出先

和歌山市居住者又は県外居住者にあつては、和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課(和歌山市小松原通一丁目1番地)に、その他の地域の居住者にあつては、住所を管轄する県立保健所(支所を含む。以下同じ。)に提出すること。

なお、郵送による場合は、4月23日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 製菓衛生師試験手数料

9,400円(和歌山県証紙を受験願書にはり付けること。)

6 受験願書及び菓子製造業従事証明書の用紙の配布

和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課又は各県立保健所で配布する。

7 合格発表

(1) 発表期間

平成19年6月25日(月)から平成19年7月2日(月)までの午前10時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 発表場所

和歌山県庁東別館掲示板及び各県立保健所掲示板

(3) その他

和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>)においても発表する。

8 得点の開示

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り開示する。

(1) 期間

平成19年6月25日(月)から平成19年7月25日(水)までの午前10時から午前5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 場所

和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課及び各県立保健所

(3) 持参物

運転免許証等本人であることを確認できる書類及び受験票又は合格した者は合格証書

9 その他

受験手続等について不明の点は、和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課(電話073-441-2624又は2620)又は最寄りの県立保健所に問い合わせること。

和歌山県告示第219号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105号第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

平成19年3月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
唐尾底びき網	唐尾漁業協同組合の地区	小型機船底びき網漁業を主とする漁業(総トン数10トン未満の動力漁船)

和歌山県告示第220号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号のイの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成19年3月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
主要地方道 粉河加太線	和歌山市大谷字中得273番4地先から 和歌山市栄谷字塩入172番5地先まで

2 指定する期日 平成19年4月1日

和歌山県告示第221号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定する。

平成19年3月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
主要地方道 和歌山橋本線	和歌山市掘止東1丁目2番30地先から 和歌山市手平5丁目36番25地先まで
主要地方道 新和歌浦梅原線	和歌山市材木丁58番地先から 和歌山市西布経丁2丁目6番地先まで
一般県道 和歌山海南線	和歌山市手平3丁目28番1地先から 和歌山市手平3丁目2番1地先まで

2 指定する期日 平成19年4月1日

和歌山県告示第222号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年3月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定 番号	指定位置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2924	日高郡由良町 大字門前字伊 賀田坪404番1 のうち一部	有田市箕島80 0番地 小川晋一良	平成 19.2.20	6.00	57.15

和歌山県告示第223号

平成18年和歌山県告示第533号(和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホールにおける行政財産の使用料の徴収事務の委託)は、平成19年3月31日限り、廃止する。

平成19年3月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第2号

和歌山県立紀南図書館規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月2日

和歌山県教育委員会委員長 樫畑直尚

和歌山県立紀南図書館規程の一部を改正する規程

和歌山県立紀南図書館規程(平成5年和歌山県教育委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「国民の祝日(以下「祝日」という。)のうち5月5日及び11月3日」を「休日(以下「休日」という。)」に改める。

第3条第1号中「5月5日及び11月3日が月曜日に当たるときを除く。」を「その日が休日に当たるときは、その日後にその日に最も近い休日でない日」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第3条第3号から第6号までを削り、同条第7号中「祝日」を「休日」に改め、同号を同条第3号とし、同条第8号を同条第4号とし、同条第9号を同条第5号とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第6号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格講習」という。)を次のとおり実施する。

平成19年3月2日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

1 駐車監視員資格者講習の期日、場所及び予定人員

(1) 実施期日

次表のとおり行う。

講 習	平成19年4月2日(月)午前9時30分～午後5時50分 (受付時間 午前9時～午前9時30分)
	平成19年4月3日(火)午前9時30分～午後5時50分 (受付時間 午前9時00分～午前9時30分)
考査試験	平成19年4月10日(火)午前10時00分～午前11時00分 (受付時間 午前9時30分～午前9時50分)

(2) 実施場所

和歌山市西1番地

交通センター

(3) 講習予定人員

10名

(4) 受講対象者

平成19年度において警察署長が法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託することを予定している放置車両確認機関に属する者

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

受講の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書(写真をちょう付すること。)

イ 駐車監視員資格者講習受講票(写真をちょう付すること。)

ウ 運転免許証、外国人登録証明書、旅券(パスポート)等受講の申込みをする者が本人であることを証するものの写し

(※ 写真は、受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。)

(2) 手続の流れ

申込者は、申込書等と引換えに、講習の日時、場所等を記載した講習指定書を受け取り、講習の当日に指定された講習場所において公安委員会所定の駐車監視員資格者講習手数料納付書により、講習手数料を納付した上、駐車監視員資格者講習受講票を受け取る。

(3) 申込書等の提出先

ア 申込者が和歌山県内に居住する者の場合

申込者の居住地を管轄する警察署交通課

イ 申込者が和歌山県外に居住する者の場合

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

平成19年3月2日(金)から平成19年3月27日(火)までの間(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する休日を除く。)の午前10時から午後5時まで

(5) 講習手数料

19,000円(和歌山県証紙)

(講習1日目の受付において、駐車監視員資格者講習手数料納付書に上記金額の和歌山県証紙をちょう付し、提出すること。現金での納付は取り扱わない。)

3 留意事項

- (1) 講習予定人員を超えた場合は、その時点で受付を締め切る。
- (2) 考査試験終了後の合格発表は、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書の郵送により行う。

4 問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター
〒640-8524 和歌山市西1番地 交通センター内
電話 073-473-0356

(2) 申込書の備付場所

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター
又は和歌山県内各警察署交通課

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

平成19年度第5種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

平成19年3月2日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 奥野 恒太郎

漁業権者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖方法	増殖目標量(以上)
熊野川漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	種苗放流	830,000尾
		あまご	種苗放流	30,000尾
		うなぎ	種苗放流	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	種苗放流	460,000尾
		こい	種苗放流	20,000尾
		もくずがに	種苗放流	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第3号	あゆ	種苗放流	170,000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あゆ	種苗放流	230,000尾
		あまご	種苗放流	50,000尾
橋本市根古川漁業協同組合	和内共第5号	あまご	種苗放流	10,000尾
		にじます	種苗放流	140,000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	種苗放流	1,140,000尾
		こい	種苗放流	30,000尾
		もくずがに	種苗放流	15,000尾
	和内共第7、8、9、10、11、12号	あまご	種苗放流	30,000尾
日高川漁業協同組合	和内共第13号	あゆ	種苗放流	1,340,000尾
		こい	種苗放流	20,000尾
		もくずがに	種苗放流	15,000尾
	和内共第14号	うなぎ	種苗放流	3kg
	和内共第15号	あまご	種苗放流	160,000尾
切目川漁業協同組合	和内共第16号	あゆ	種苗放流	10,000尾
南部川漁業協同組合	和内共第17号	あゆ	種苗放流	20,000尾
		もくずがに	種苗放流	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	種苗放流	170,000尾
		もくずがに	種苗放流	12,000尾
	和内共第19号	あまご	種苗放流	20,000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	種苗放流	480,000尾
		あまご	種苗放流	50,000尾
		うなぎ	種苗放流	100kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	種苗放流	730,000尾
	和内共第27、28号	あまご	種苗放流	30,000尾
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	種苗放流	130,000尾
		あまご	種苗放流	8,000尾
		うなぎ	種苗放流	10kg
太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	種苗放流	70,000尾

熊野川漁業協同組合	和内共第34、35、36号	あゆ	種苗放流	650,000尾
		あまご	種苗放流	20,000尾
		うなぎ	種苗放流	40kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第37号	あまご	種苗放流	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第38号	あまご	種苗放流	10,000尾

(注)

1 「こい」については、平成18年6月2日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。

2 各魚種の種苗放流基準は次のとおりとする。

あゆ 平均体重3g以上
 こい 平均体重5g以上
 あまご 平均体重3g以上
 うなぎ 平均体重1g以上
 にじます 平均体重3g以上
 もくずがに 平均甲幅5mm以上